

平成 22 年度

久留米市雇用の実態

～久留米市雇用実態調査より～

久留米市商工労働部
久留米市雇用問題協議会

はじめに

久留米市と久留米市雇用問題協議会では、久留米市内の雇用実態を明らかにするため、平成22年度「久留米市雇用実態調査」を実施いたしました。このたび、その調査結果がまとまりましたので報告します。

この調査は、市内事業所における雇用の状況や労働に関する現状を調査し把握することで、今後の施策等に反映させることを目的として行っております。

本調査の趣旨を十分ご理解いただきたいとうえでご参照いただければ幸いに存じます。なお、ご多用中のところ本調査にご協力いただきました事業所各位には、この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

久留米市商工労働部
久留米市雇用問題協議会

目 次

A. 調査の概要

1. 雇用実態調査の目的	1
2. 調査対象事業所と回答状況	1
3. 調査時期	2
4. 調査方法	2
5. 調査の企画と実施	2
6. 留意事項	2

B. 調査の結果

1. 常用労働者の構成	3
(1) 男女別構成	3
(2) 常用労働者に占める高年齢者の割合	4
(3) 常用労働者に占める障害者の割合	6
(4) 常用労働者に占めるパートタイマー・契約社員の割合	8
(5) 常用労働者に占める派遣労働者の割合	9
2. 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金	10
3. 就業規則	11
(1) 就業規則の作成	11
(2) 就業規則の届出	12
4. 労働条件の明示	13
(1) 労働条件明示の有無	13
(2) 労働条件の明示方法	17
5. 時間外労働	21
(1) 時間外労働協定（36協定）の有無	21
(2) 時間外労働協定（36協定）の限度時間	22
6. 労働時間制度	23
(1) 変形労働時間制	24
(2) 裁量労働時間制	28
(3) その他の勤務制度	29
7. 週休制	30
8. 正社員・正規職員の年次有給休暇制度	31
(1) 年次有給休暇制度の有無	31
(2) 年次有給休暇の付与日数	32
(3) 年次有給休暇取得率	34
9. 定年制	35
(1) 定年制の定め方	35
(2) 一律定年制の定年年齢	36

10. 定年後の雇用状況	3 7
(1) 定年到達者の勤務延長または再雇用制度の有無	3 7
(2) 勤務延長・再雇用の最高年齢の定め方	3 8
(3) 勤務延長・再雇用の最高年齢	3 9
(4) 勤務延長・再雇用の適用対象	4 0
11. 男女雇用機会均等取り扱いの状況	4 1
(1) 新規・中途採用の従業員募集	4 1
(2) 配置転換	4 1
(3) 昇進	4 2
(4) 雇用管理上の取り扱い	4 2
(5) 女性の能力活用のための取組み	4 3
(6) 管理職全体に占める女性管理職等の割合	4 3
12. セクシャルハラスメント	4 4
(1) セクシャルハラスメント対策の有無	4 4
(2) セクシャルハラスメント防止対策の内容	4 6
(3) セクシャルハラスメント防止対策の予定導入方法	4 7
(4) セクシャルハラスメント防止対策を実施しない理由	4 7
13. 母性保護制度	4 8
(1) 産前産後休業	4 8
(2) 育児時間	4 9
(3) 妊娠中・出産後の通院休暇制度	5 0
(4) 妊娠中の通勤緩和措置	5 1
(5) 妊娠中の休憩に関する制度	5 2
(6) 生理休暇	5 3
14. 育児・介護休業制度	5 4
(1) 育児休業制度	5 4
(2) 介護休業制度	5 8
15. 育児、介護のための時間外労働等	6 2
(1) 育児のための時間外労働の制限に関する制度	6 2
(2) 介護のための時間外労働の制限に関する制度	6 3
16. 育児・介護両立支援制度	6 4
(1) 育児支援制度	6 4
(2) 介護支援制度	6 5
17. 妊娠・出産、育児、介護を理由とする退職等の状況	6 6
(1) 妊娠・出産を理由に退職した人の有無	6 6
(2) 育児を理由に退職した人の有無	6 6
(3) 介護を理由に退職した人の有無	6 6
18. 子の看護のための休暇制度	6 7
(1) 子の看護のための休暇制度の有無	6 7

(2) 子の看護のための休暇中の給与制度	6 8
(3) 子の看護のために取得できる休暇日数	6 9
(4) 子の看護の取得可能年齢	7 1
19. 介護休暇制度	7 2
(1) 介護休暇制度の有無	7 2
(2) 介護のための休暇中の給与制度	7 3
(3) 介護休暇の取得可能日数	7 4
20. 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画	7 6
(1) 行動計画策定の有無	7 6
(2) 予定される行動計画導入方法	7 7
(3) 行動計画を策定しない理由	7 7
21. パートタイマーの雇用条件	7 8
(1) パートタイマーの就業規則	7 8
(2) パートタイマーの年次有給休暇	7 9
(3) パートタイマーの年次有給休暇の付与日数の基準	8 0
(4) 年次有給休暇の比例付与の認知度	8 1
(5) パートタイマーの正社員雇用制度	8 2
22. 労働時間および雇用契約期間	8 3
(1) パートタイマーの雇用契約期間	8 3
(2) 正社員の労働時間	8 4
(3) パートタイマーの1日の平均労働時間	8 5
(4) パートタイマーの1週間の平均労働時間	8 6
23. パートタイマーの賃金等	8 7
(1) パートタイマーの雇用理由	8 7
(2) パートタイマーの賃金決定	8 7
(3) パートタイマーの役割	8 8
(4) 正社員との賃金格差の有無	8 9
(5) 正社員との賃金格差の理無	8 9
(6) パートタイマーの賃金昇給	9 0
(7) パートタイマーの賃金昇給の基準	9 1
(8) パートタイマーの各種手当	9 1

久留米市雇用問題協議会

久留米市雇用問題協議会は、地域の雇用・労働問題について情報や意見を収集・交換し、研究を深めながら組織的な雇用対策を推進することを目的に昭和52年に発足しました。

また、平成6年度からはそれまで勤労者福祉の向上を目的として活動してきた久留米市勤労者福祉協議会と再編統合され、今日に至っています。

構成団体・実施事業は次のとおりですが、事業主・勤労者のみなさんをはじめ市民各層からのご意見やご要望をお聴きしながら地域の雇用の安定、勤労者福祉の向上のためのいろいろな対策を行っています。ご理解とご協力を心よりお願いいたします。

構成団体

久留米労働基準監督署
久留米公共職業安定所
福岡県筑後労働者支援事務所
福岡県久留米中小企業振興事務所
福岡県立久留米高等技術専門校
連合福岡北筑後地域協議会
久留米商工會議所
福岡県中小企業団体中央会久留米支部
久留米地区職業訓練協会
久留米広域勤労者福祉サービスセンター
久 留 米 市
(順不同)

(事業の概要)

- ・雇用機会拡大事業
- ・雇用維持事業
- ・就職促進・支援事業
- ・求人開発事業
- ・労働環境改善事業
- ・労働者支援事業
- ・調査研究事業

A. 調査の概要

1. 雇用実態調査の目的

久留米市の民間事業所の雇用の実態を把握し、今後の労働施策に活用するための資料とともに、民間事業所の雇用管理の一助とする目的とする。

2. 調査対象事業所と回答状況

調査対象事業所は、事業所全体で常用労働者5人以上を雇用している市内の事業所より抽出した。

調査対象数、回答状況は次のとおりである。

事業所の常用労働者規模	調査対象数	有効回答数	有効回答率
5人以上	1000	632	63.2%

回答事業所の内訳

産業別	業種	5人以上	
		事業所数	%
	全 体	632	100.0
建設業 製造業 運輸業 情報通信業 卸売・小売業 飲食店・宿泊業 金融・保険業 医療・福祉 教育・学習支援 農・林・漁業 鉱業 電気・ガス・熱供給・水道業 不動産業 複合サービス業 サービス業（他に分類されないもの） その他	建設業	110	17.4
	製造業	93	14.7
	運輸業	32	5.1
	情報通信業	11	1.7
	卸売・小売業	134	21.2
	飲食店・宿泊業	24	3.8
	金融・保険業	13	2.1
	医療・福祉	77	12.2
	教育・学習支援	17	2.7
	農・林・漁業	8	1.3
	鉱業	-	0.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	8	1.3
	不動産業	5	0.8
	複合サービス業	9	1.4
	サービス業（他に分類されないもの）	91	14.4
規模別	その他	-	0.0
	300人以上	89	14.1
	100~299人	73	11.6
	50~99人	52	8.2
	30~49人	63	10.0
	10~29人	230	36.4
	5~9人	125	19.8

注) 報告書では、各調査の特徴的な点について、数表等を用いながら説明しているが、「農・林・漁業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「不動産業」「複合サービス業」の業種において、サンプル数が希少のため注意を要する。

3. 調査時期

平成23年1月実施（調査の時点は平成22年6月末）

4. 調査方法

郵送調査・訪問回収

5. 調査の企画と実施

企画 久留米市商工労働部・久留米市雇用問題協議会

実施 株式会社西日本新聞社企画局ソーシャル事業部

6. 留意事項

- 1) 本調査では、雇用実態の対前年比較、産業間比較等を行うが、各産業分類間での常用労働者の増減およびパートタイマー労働者や女性労働者の割合による違いが大きく影響するため、利用にあたっては、注意が必要である。
- 2) 設問によっては無回答の事業者があり、また複数回答を求めていることもあるので構成比の合計は必ずしも100.0%とならない場合がある。
- 3) 調査結果中の数値には計算上のやむを得ない誤差が生じている場合がある。
- 4) 表中の記号は次の通りとする。
「-」回答なし(0.0%)、「▲」減少、「×」秘匿（対象事業者が2件以下）